

**習志野市学校施設再生計画(第2期計画)
策定に関する提言書**

～ 未来を担う子どもたちの教育環境の整備に向けて ～

平成31年3月

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会

提言にあたって

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会(以下「本委員会」という。)は、老朽化が進む学校施設(小学校、中学校及び市立習志野高等学校)の改築・改修工事の実施について、学校施設再生計画(第1期計画)の進行状況やそこでの課題、学校施設整備に係るデータを踏まえ、2020年度から開始する第2期計画の策定に当たっての目標、留意事項、進め方等について検討を重ねてきました。本提言書はその結果を取りまとめるものです。

習志野市における学校施設は全国的にみて老朽化が進んでいる状況にあり、子どもたちの安全を確保する点で待ったなしに具体的な対策が求められています。本委員会での検討においては、習志野市の教育ビジョンを実現するための機能・環境のあり方をまず確認しました。その上で各地域の人口減少および少子高齢化の進展、厳しい財政状況、施設の老朽化状況等について事務局が用意した各種データをもとに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図りつつ、いかに老朽化対策を進めるか議論を重ねました。10名の委員は教育学、建築計画、施設マネジメント、学校管理者、町会、PTA、市民代表と、それぞれ専門や立場が異なり、多角的な視点から質疑や意見を出し合いました。

審議の過程においては、平成26(2014)年度から平成31(2019)年度を計画期間とする習志野市学校施設再生計画(第1期計画)における事業計画や検討項目が計画通りに進まなかった点が明らかになりました。

また、文部科学省から公表されている「学校施設長寿命化計画策定に係る解説書」を活用し、習志野市における学校施設の「今後の維持更新コストの試算」を行いました。老朽化状況を踏まえながら使用年数の延長や長寿命化改修を導入するなどの一定のコスト削減の工夫にもかかわらず、過去5年間の実績に比べ1.6倍の事業費が必要になるという大変厳しい現実も明らかになりました。

習志野市は、これまで、まちづくりの理念として「文教住宅都市憲章」を掲げ、地域とともに学校教育を盛り上げ、高い教育水準を保ってきた歴史があります。大きな社会変化に対して教育の変革が求められる中、新しい発想のもと施設環境の向上が必要とされている今、これに果敢に取り組んでいくことが求められています。

本提言書は、以上述べた課題解決に向け、基本的な考え方や方向性を示すものです。習志野市教育委員会においては、本提言書の内容を真摯に受け止め、未来を担う子どもたちが習志野に生まれ、習志野で育ったことを誇りに思えるよう、よりよい教育環境を備えた学校施設の整備に向けて、全力をあげて学校施設再生計画(第2期計画)の策定に取り組まれることを、委員一同切に願うものです。

平成31(2019)年3月

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会

委員長 長澤 悟

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)策定に関する提言書

目次

はじめに	1
1. 習志野市の教育の目指す姿	2
2. 習志野市の学校施設の現状と課題	3
3. 今後の維持・更新コストの試算	8
4. 計画期間	16
5. 提言事項	16
提言1: 習志野市の教育の目指す姿を実現するための学校施設の整備について	17
1. 習志野市の学校施設整備の方向性について	17
提言2: 習志野市における地域での役割からみた学校施設の整備について	19
1. 学校施設の適正規模・適正配置に関する事	19
2. 地域と連携し、地域コミュニティの拠点となる学校施設の検討に関する事	20
3. 学校施設の複合化・多機能化・共用化に向けた検討に関する事	21
4. 小中一貫教育等の検討に関する事	21
提言3: 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の策定に際しての留意事項について	22
1. 「今後の維持・更新コストの試算」に基づく中長期的な計画の策定について	22
2. 第1期計画の実施段階における課題を踏まえた計画策定について	22
3. 学校施設整備水準の検討に関する事	23
4. 余裕教室の有効活用に関する事	23
5. 改修、改築時の学習環境に関する事	23
6. 魅力ある市立高校づくり	23
提言4: 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の進行管理について	24
1. 計画の進行管理に関する事	24
2. 学校施設再生計画を推進していくうえで継続して検討・協議する事項について	24
【用語解説】	25
【習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会委員名簿】	26
【審議日程】	27
【習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会設置要綱】	28

はじめに

この提言書は、学校施設の老朽化対策が急務となっている今、習志野市教育委員会が平成 26(2014)年 1 月に策定した、計画期間を平成 26(2014)年度から平成 31(2019)年度とする「習志野市学校施設再生計画」の実績や実行段階における課題、あるいは計画策定後の学校教育を取り巻く様々な環境変化を踏まえつつ、現在、習志野市教育委員会が検討を進めている第 2 期の「習志野市学校施設再生計画」の策定作業において、特に考慮すべき事項等について、習志野市学校施設再生計画(第 2 期計画)検討専門委員会(以下、「本委員会」という。)としての提言をとりまとめたものです。

「はじめに」においては、先ず、学校施設の老朽化対策を考える際に必要となる「習志野市の教育の目指す姿」を確認します。次に、本委員会の事務局から資料の提示を受けて、習志野市の学校施設の現状と第 1 期計画期間における課題等について俯瞰したうえで、一定の前提条件の下での、学校施設に係る今後の維持・更新コストを試算します。

1. 習志野市の教育の目指す姿

習志野市教育委員会では、習志野市教育基本計画(平成 26(2014)年度～平成 31(2019)年度)を策定し、基本目標を、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」としています。

また、学校環境整備の基本方針として、「15 安全で潤いのある学校環境整備」を掲げています。

習志野市では、これまで、学校施設の耐震補強を速やかに行い、さらに老朽化した学校施設の長寿命化や建替え等を計画的に進める必要があることから、現在、このことについての検討を行い、公共施設再生計画と連携した学校施設再生計画に基づく小中学校、高等学校の再生に着手することとしています。

また、関係法令及び文部科学省の小・中学校施設整備検討指針等を基本とし、各校の特色や教育理念・教育環境に十分配慮しながら、次に掲げる「視点」に立ち新しい学校施設づくりを進めます。

基本目標 「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」

視点① 「柔軟性に富んだ施設」

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。

視点② 「ゆとりと潤いのある施設」

児童・生徒の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに学習意欲を高める生活空間、談話スペースなどの空間を形成します。

視点③ 「環境に配慮した施設」

自然エネルギーの有効活用や緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和したまちを形成します。

視点④ 「安全・安心で質の高い教育環境」

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。

視点⑤ 「地域との交流・連携施設」

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。

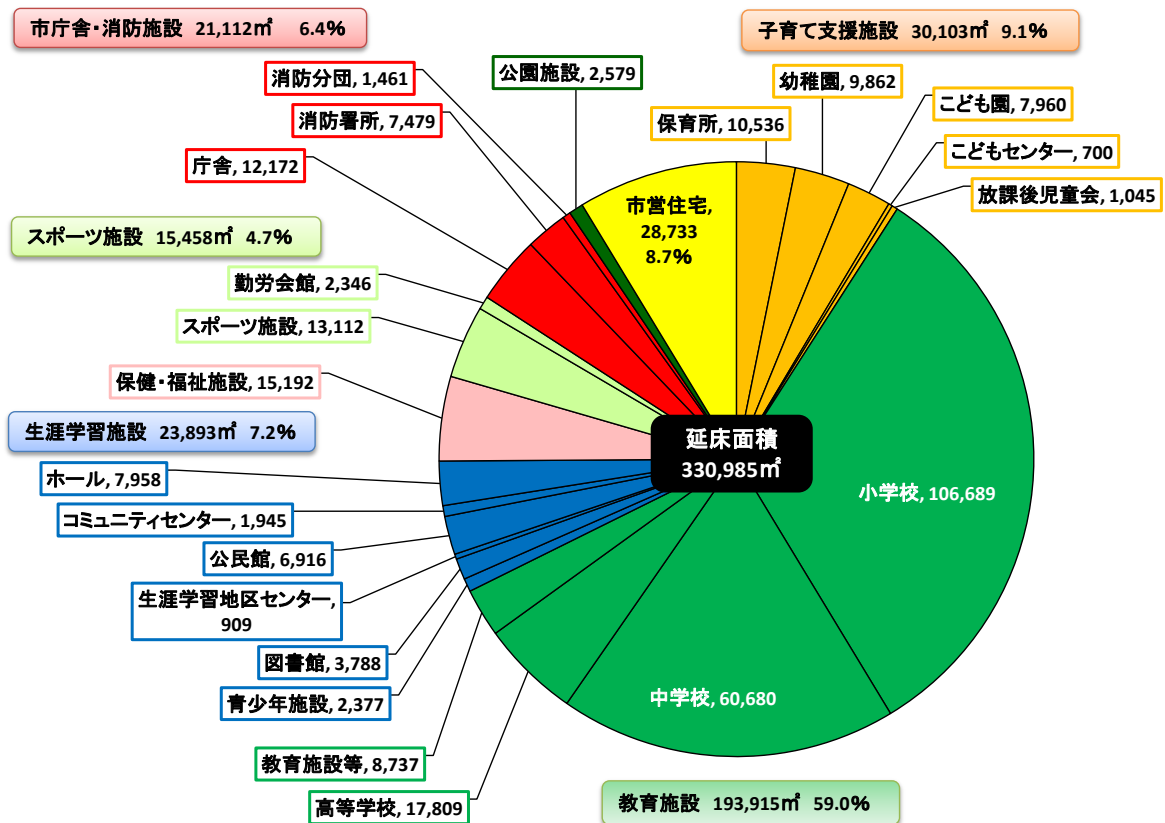
2. 習志野市の学校施設の現状と課題

(1) 公共施設に占める学校施設の割合

現在、習志野市で保有する公共施設の総延床面積のうち、教育施設が約6割を占めています。

習志野市における公共施設マネジメントにおいて、この教育施設をどのように再生を推進していくかが非常に重要となります。

図表 1 公共施設に占める学校施設の割合(建物)



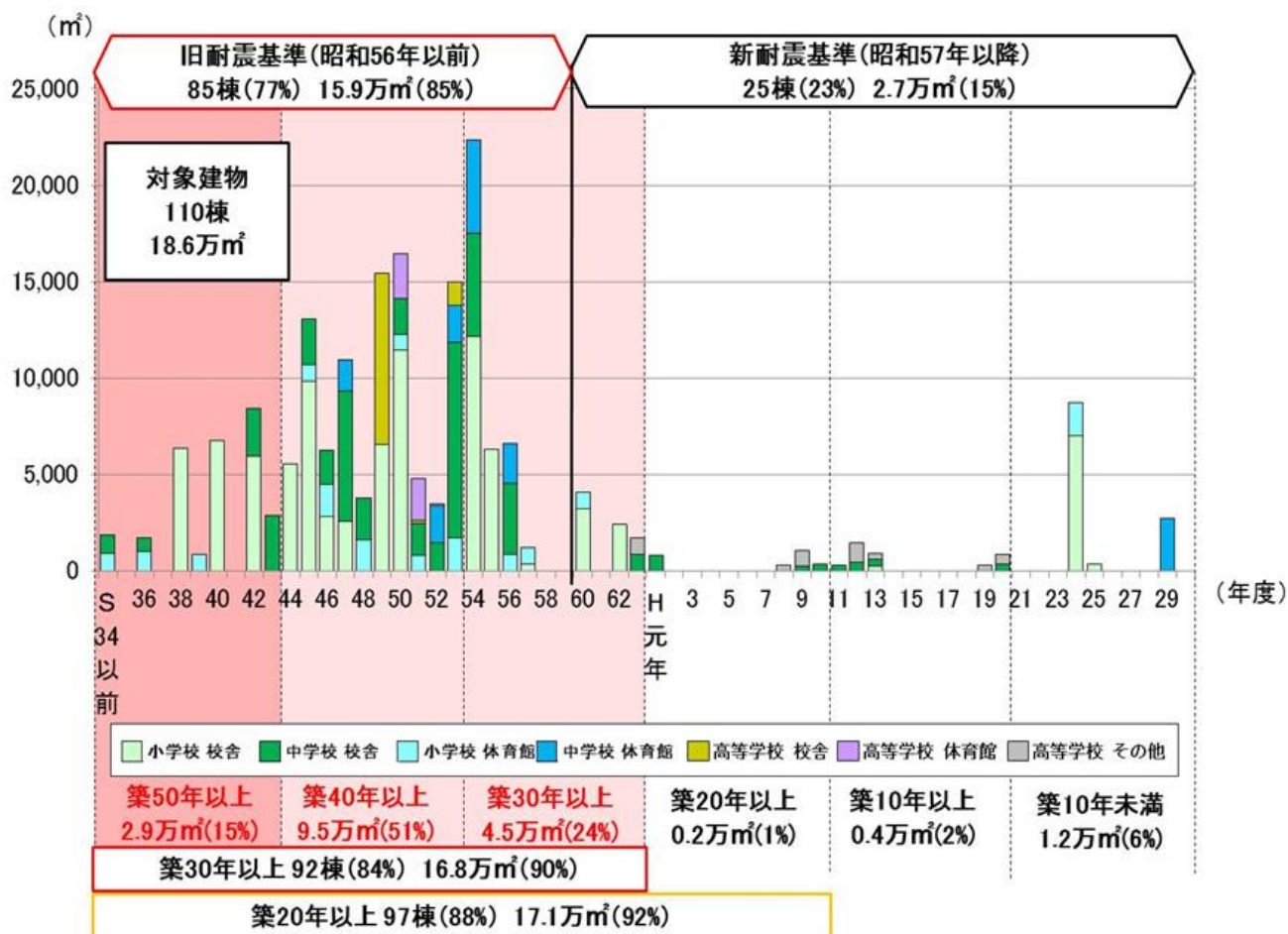
出典: 習志野市公共施設等総合管理計画(平成 27 年度末)

(2) 学校施設の築年別整備状況

習志野市における学校施設(対象建物 110 棟、18.6 万㎡)は、平成 30 年現在、築 30 年以上が 92 棟(84%)、16.8 万㎡(90%)と高い割合となっています。

また、耐震基準ⁱⁱでは、旧耐震基準の建物が 85 棟(77%)、15.2 万㎡(85%)となっていますが、耐震診断を実施し、耐震改修が必要な建物については全て実施済みの状況です。

図表 2 築年別整備状況



(詳細は、資料編 1～3 頁参照)

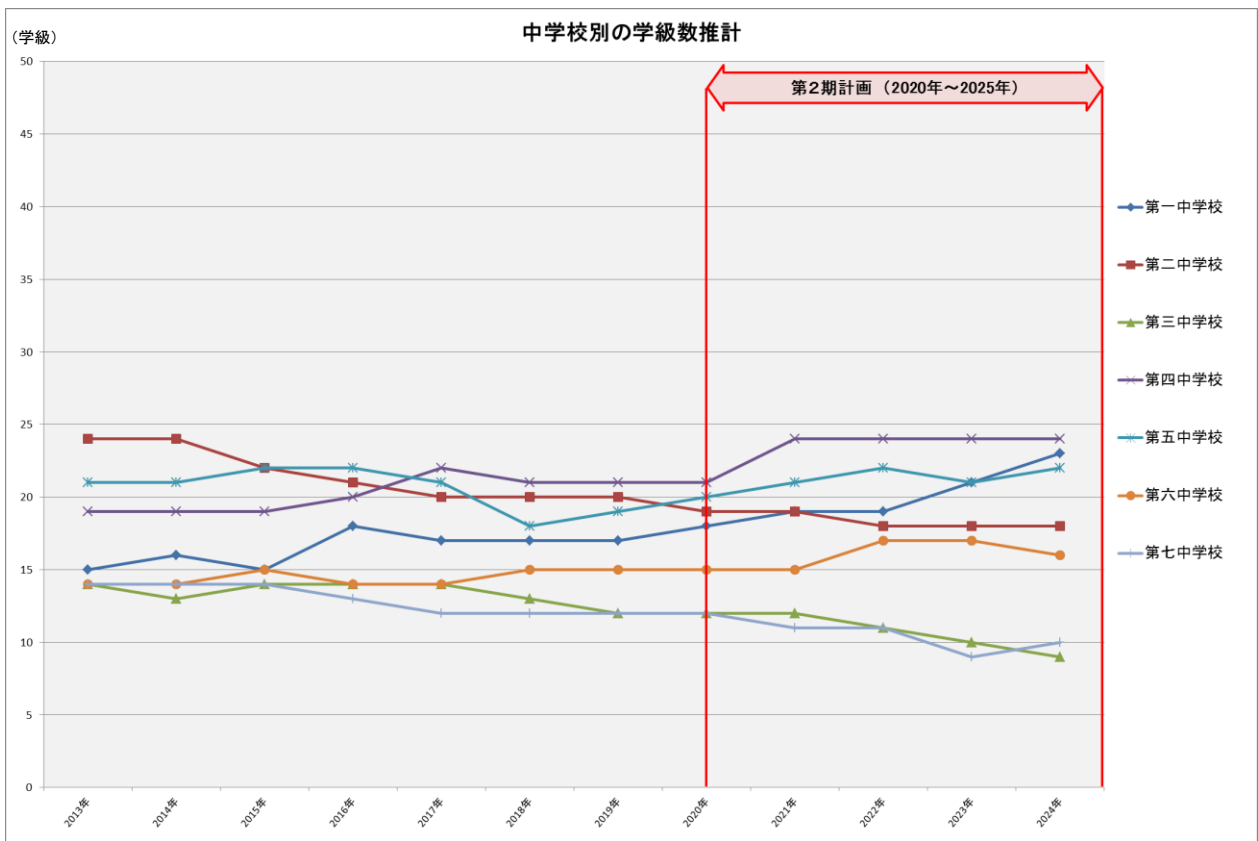
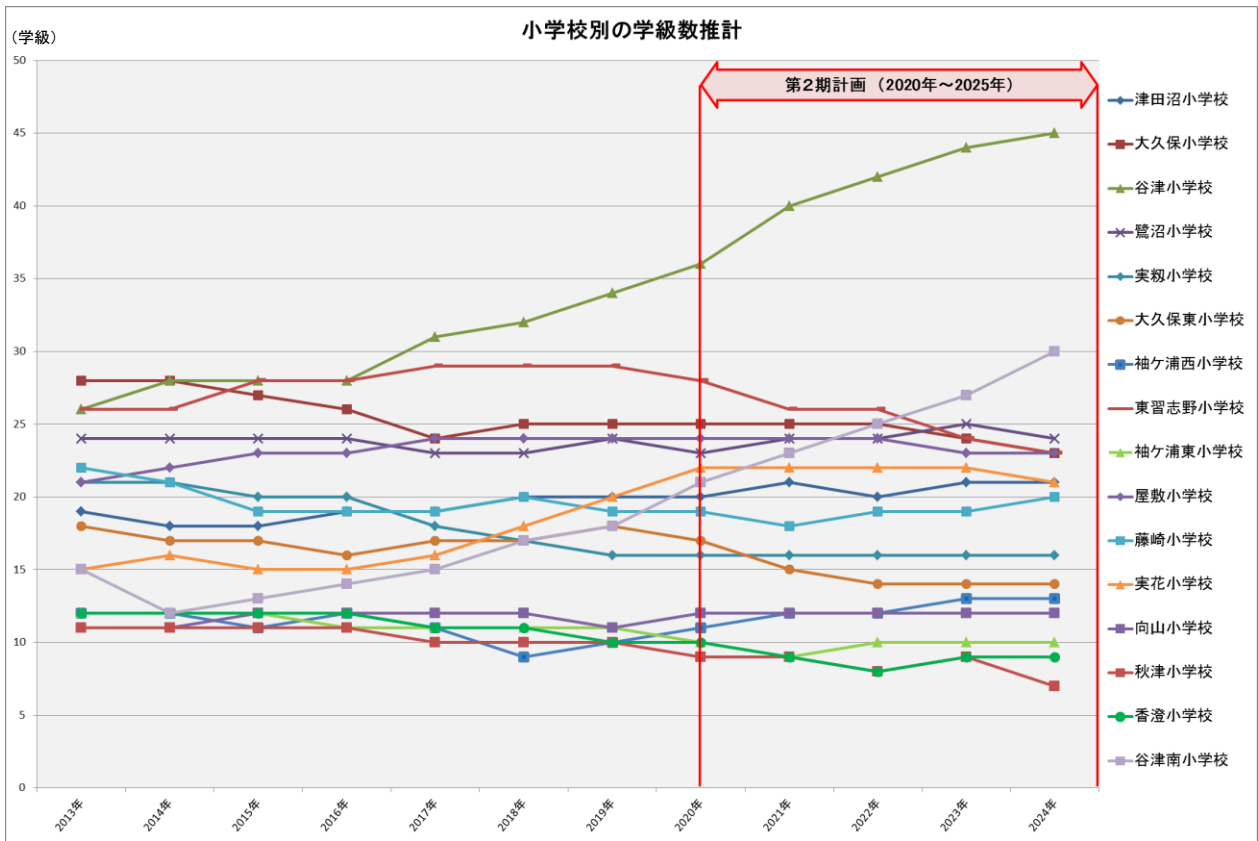
(3) 小・中学校の学級数の推移

児童・生徒数については、全国的には減少傾向にありますが、習志野市における現状の推計では、今後 5 年間は全児童・生徒数の増加が予想されています。

谷津小学校や谷津南小学校、第一中学校など児童・生徒の増加が予想される学校がある一方で、減少傾向が継続する状況が予想されている学校もあります。

本委員会の検討過程では示されませんでした。今後、習志野市においては、2020 年度からスタートする後期基本計画の策定に合わせて、最新データによる人口推計を行っていることから、その結果が明らかになった段階において、早急に最新の児童・生徒数の推計を実施し、中長期的な学級数の推移を踏まえて学校施設再生計画(第 2 期計画)を策定することが必要です。

図表3 小・中学校の学級数推計



※特別支援学級は対象となる児童・生徒数や年齢構成、習熟度などに応じて柔軟に設置する為、ここでは除いています。

出典：平成30(2018)年度版 小・中学校児童・生徒数及び学級推計(平成30(2018)年12月)

(詳細は、資料編 4～9 頁参照)

(4) 第1期計画における学校施設再生の取組みと課題

これまで、習志野市では、学校施設の老朽化対策及び耐震性能の確保のために、学校施設整備計画及び学校施設再生計画(第1期計画:平成26(2014)年度から平成31(2019)年度)に基づき、大規模改修工事及び耐震補強工事に取り組み、耐震補強工事は、平成27年度までに全学校で終了しています。

また、トイレの改修状況は、平成30年度末で、小中学校校舎が約73.7%、屋内運動場(体育館)で約34.8%となり、洋式化率は、校舎で55%、屋内運動場(体育館)では38%となっており、習志野高校では、校舎・屋内運動場(体育館)のトイレ改修率は0%で、洋式化率は、校舎で32%、屋内運動場(体育館)で80%となっています。(詳細は、資料編10頁参照)

そして校舎及び体育館の建替えの取組みとしては、平成24年12月に津田沼小学校の校舎及び体育館の改築、平成29年2月に第二中学校の体育館の改築、さらに、平成30(2018)年度より谷津小学校の全面建替え工事を行っています。

しかしながら、第1期計画期間の事業実施においては、主に以下のような課題が顕在化し、計画通りに事業が進まないという現状がありました。これらの状況を分析し、以下に6つの課題として整理しました。(詳細は、資料編11頁参照)

課題1 学校施設再生計画に計上した事業費と実際の事業費に乖離が生じたこと

第1期計画期間中に大規模改修に着手した袖ヶ浦西小学校、大久保東小学校、東習志野小学校、第四中学校などは、これまで根本的な改修工事を行ってこなかったことや、昨今の教育環境に応じた整備水準のアップなどにより想定以上の改修費が必要となった。また、第1期計画期間中には、東日本大震災の復興需要、東京オリンピック開催決定などにより、人件費アップ、資材費高騰、消費税が5%から8%にアップしたことなどの影響があった。

課題2 事業の実施段階における法規制等の条件整理と事前作業等に時間を要したこと

学校施設の大規模改修及び建替時には、既存施設の建設時以降に制定及び改正された、都市計画法、建築基準法、省エネ法、バリアフリー新法、下水道法などの法規制に対応する必要があり、既存施設の改修、建替の事業費だけでなく関連事業費が必要になった。また、これらの規制に対応するための関係機関との調整、周辺住民への周知、一連の手続きなど、事業着手前の検討、調整作業が必要となり、事業着手の遅れやコスト増につながった。

課題3 老朽化が進んでいることによる事業量の増加への対応が必要となったこと

学校施設の老朽化は、毎年、確実に進行していくことから、各事業が先延ばしになるほど、老朽化による危険度が増すとともに単年度に実施すべき事業量は増加していくことから、予算の確保や事業の組立て、発注方法等に現実的な対応が必要となった。

課題4 建設業界を取り巻く環境変化への対応が必要なこと

建設業界においては、震災復興需要や東京オリンピック関連工事の増加に伴う職人不足、経済状況の変化に伴う資材費の高騰、更には、人口減少・少子高齢化に伴う慢性的な人材不足など大きな環境変化が進行しており、このような環境変化を踏まえた対応が必要であった。

課題5 学校運営と工事の実施時期の調整など学校施設に特有の事情への対応が必要なこと

学校施設の工事は、学校運営を考慮し夏休み期間に集中的に実施する必要があるが、工事発注時期が新年度早々に集中することが多いことや、設計委託業務も、予算編成時期までに概算事業費を算出するなどの時期的な制約があった。

また、学校施設の建替えや改修においては、できる限り児童・生徒の学習環境を維持していくことが必要であり、工事期間中の校舎やグラウンドなどの学習環境をどのように維持していくのかの検討も大きな課題となった。

課題6 補助金等の特定財源の確保と事業実施の判断が必要なこと

補助金などの特定財源の確保は事業費確保のために重要であるが、国の財政状況、全国的な老朽化対策事業の増加を考慮すると、特定財源の確保を前提とした予算化は年々難しい状況となっている。しかし、財源が確保できないことにより事業を延伸した場合、老朽化による危険度が増し後年度の事業量も増加する恐れがあることから、財源確保と事業実施の判断をどうするか検討する必要がある。

3. 今後の維持・更新コストの試算

(1) 今後の維持・更新コスト(従来型)

本市における今後の維持・更新コスト(従来型)では、文部科学省による「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考として試算しました。

築50年で改築する従来の更新周期とした場合、今後40年間の維持・更新コストは1,176億円(29.4億円/年)かかる結果となりました。

これは直近5年間の施設関連経費16.6億円/年の1.8倍程度のコストとなっており、今後10年間で改築が集中するため57.6億円/年と、直近5年間の施設関連経費の約3.5倍のコストがかかる結果となっています。

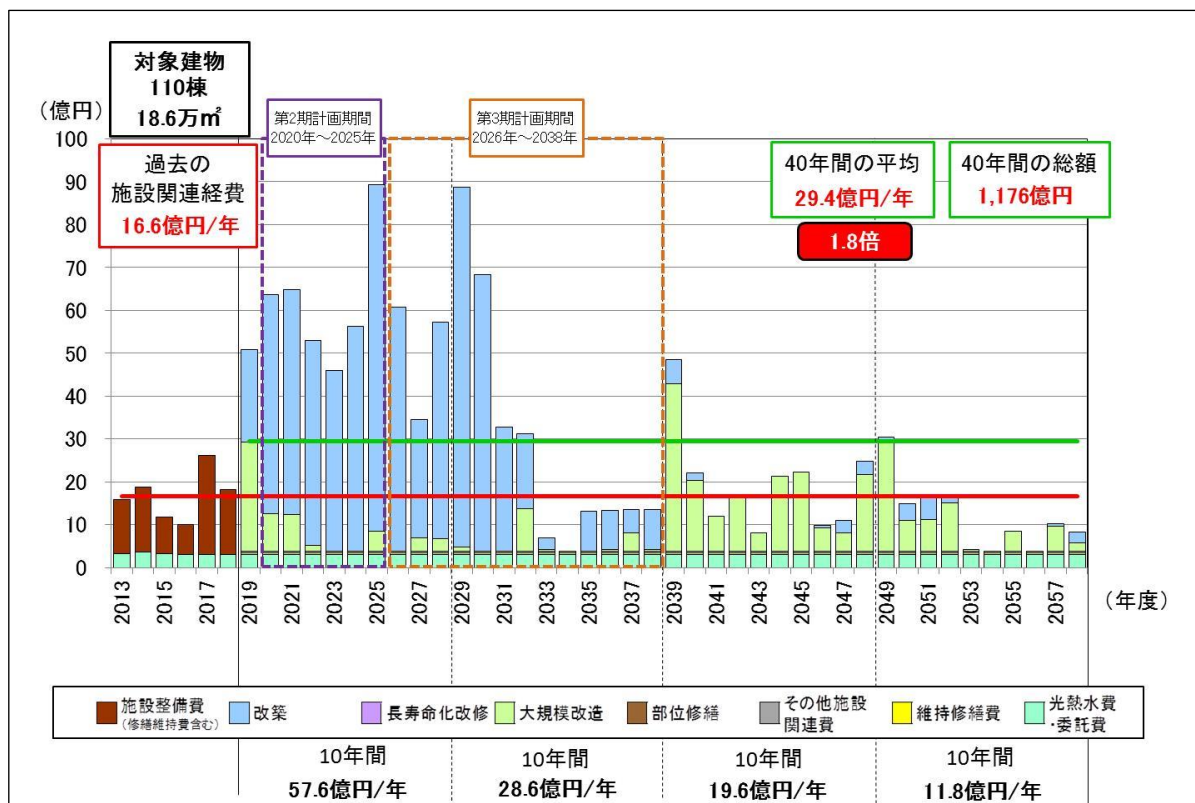
【今後の維持・更新コスト(従来型)の試算条件】

○コスト試算条件は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」における初期設定により算出しました。

- ・改築の更新周期:50年
- ・大規模改修の更新周期:20年周期
- ・大規模修繕の単価は改築単価の25%に設定

○改築単価については、近年実施した事業実績を踏まえ、450,000円/㎡(谷津小学校改築事業の設計時の単価)を使用しました。

図表4 今後の維持・更新コスト(従来型)



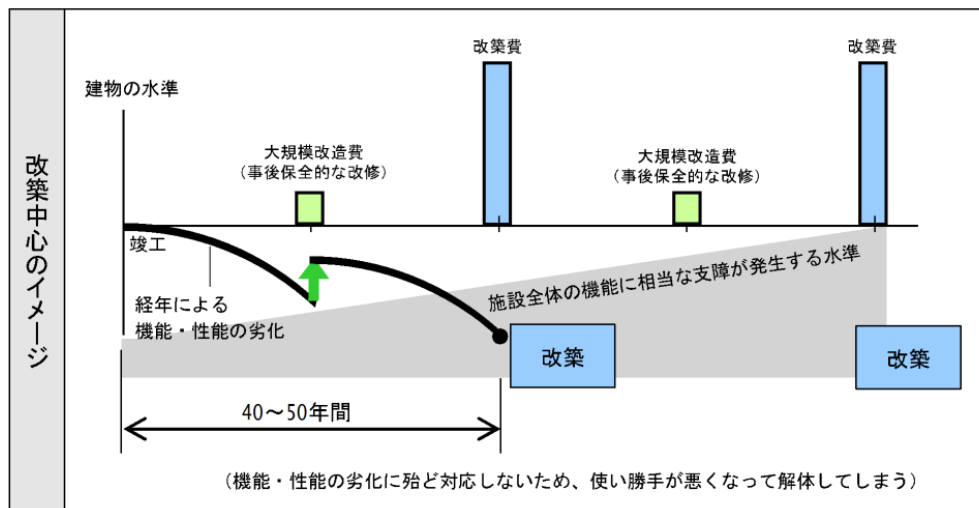
(2) 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

① 習志野市の学校施設における改修・改築期間の考え方

1) 従来の改修イメージ

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」(平成 27 年 4 月)では、従来の保全による「改築中心」から「長寿命化」へ対応の転換が求められています。

図表 5 改築中心のイメージ



2) 習志野市における改修・改築期間の設定

【習志野市の学校施設の老朽化の状況】

- 本市の学校施設は、築 40 年以上 50 年未満が 51 棟と半数近くを占めています。更に築 30 年以上 40 年未満の 26 棟を加えると約 7 割に達します。
- この特性から、築 50 年未満の建物を長寿命化改修の対象とする改修・改築のサイクルを設定することが、長期的な改修費の節減には効果的であると考えられます。

図表 6 築年数別の棟数及び割合

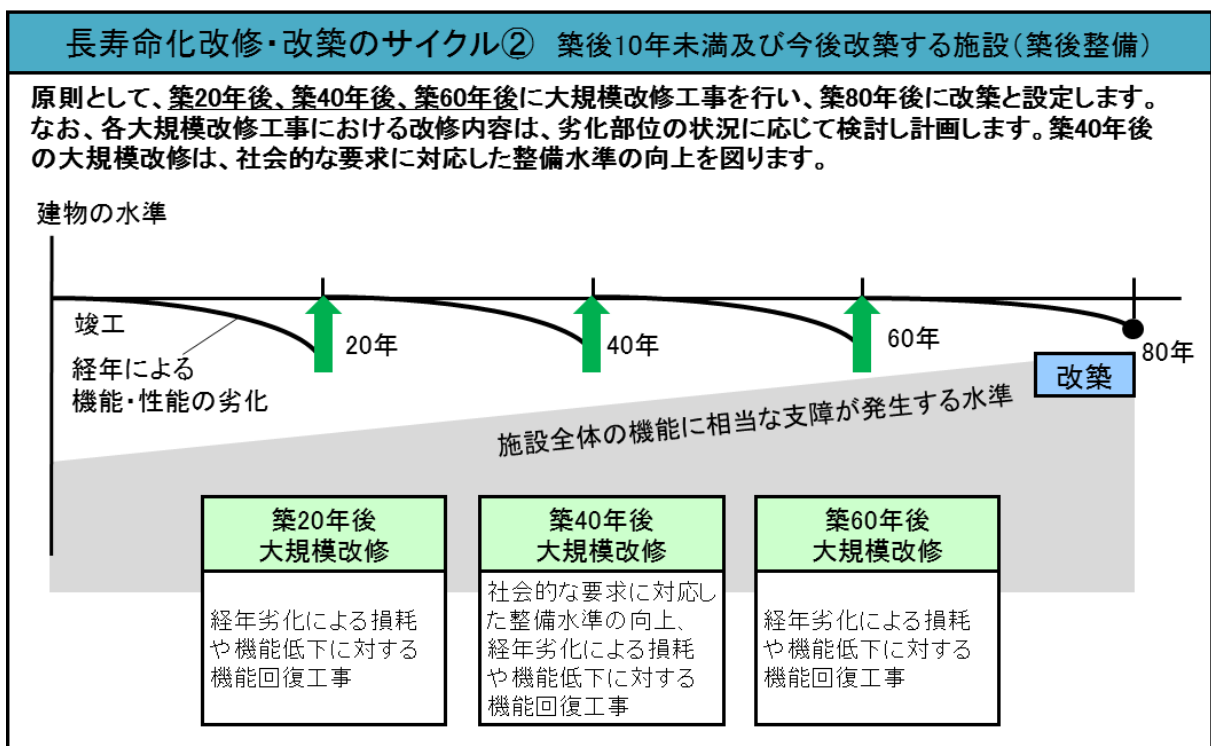
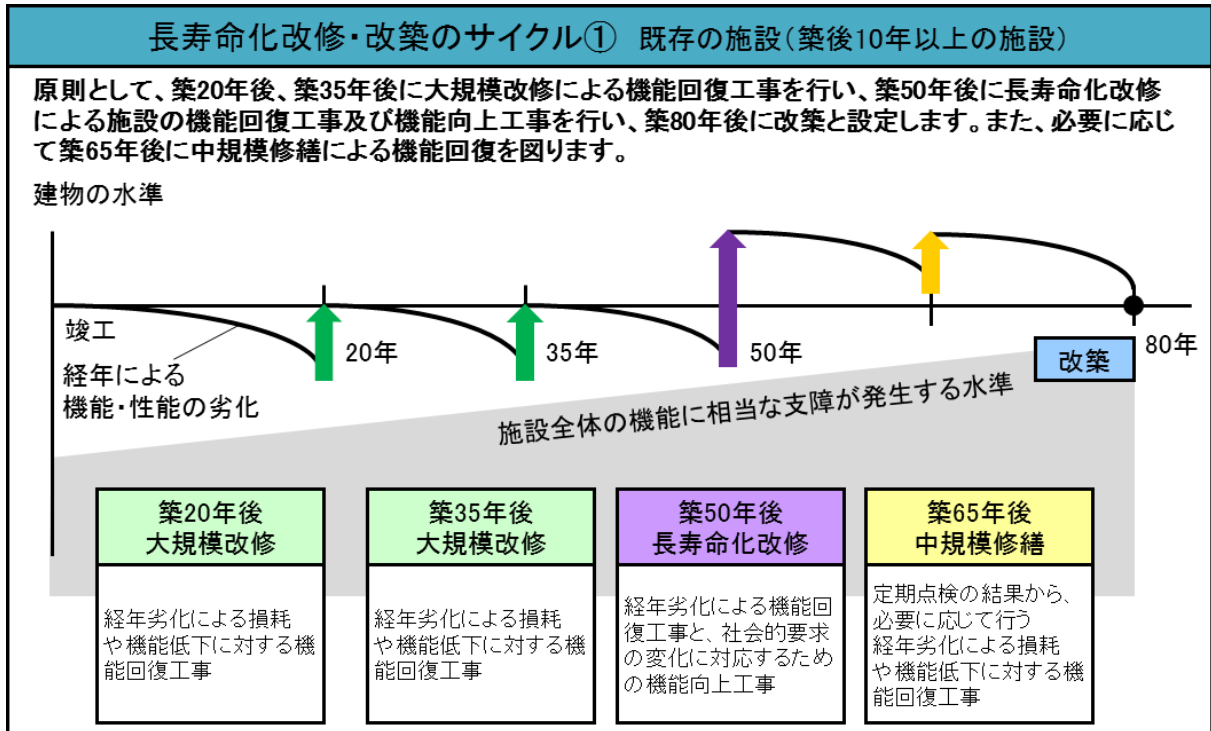
築年数	棟数	割合(%)
50 年以上	15	13.6
40 年以上、50 年未満	51	46.4
30 年以上、40 年未満	26	23.6
20 年以上、30 年未満	5	4.6
10 年以上、20 年未満	9	8.2
10 年未満	4	3.6
計	110	100%

【習志野市の状況を踏まえた改修・改築期間の設定】

習志野市の学校施設の状況を踏まえ、学校施設の長寿命化改修・改築のサイクルは、平成30年度時点で、「既存の施設（築後10年以上の施設）」と「築後10年未満及び今後改築する施設」の2種類に設定します。

なお、長寿命化改修の対象外の施設については、耐用年数後の改築、劣化状況等に応じて改修を行うこととします。

図表7 長寿命化改修・改築のサイクルイメージ



②長寿命化判定の考え方

RC造(鉄筋コンクリート造)の建物については、築年数とコンクリートの圧縮強度から、以下のような長寿命化の判定を行うこととします。

※既存のS造(鉄骨造)の建物は、長寿命化の対象としないこととする。

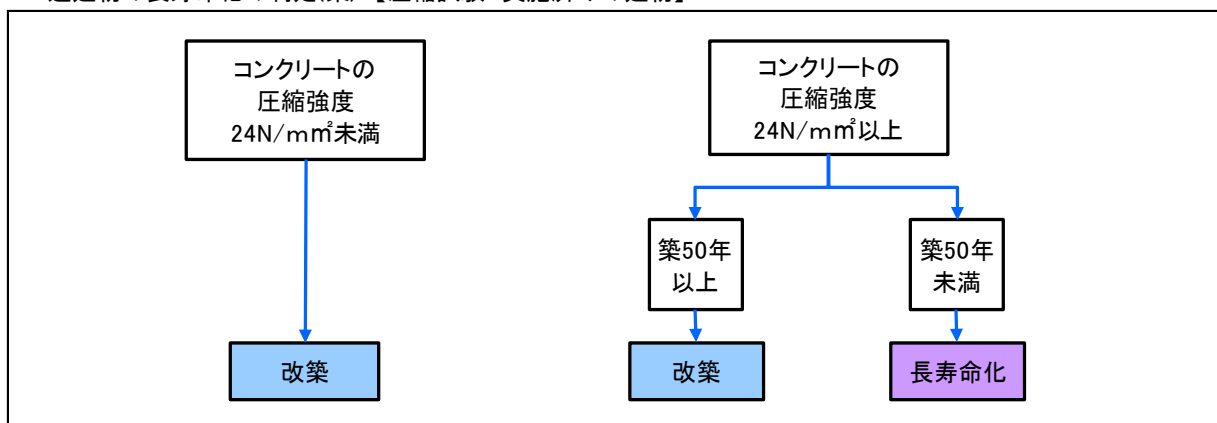
※下表の圧縮強度は、設計時の数値ですが、本試算では調査時点の数値で判断しています。

図表 8 長寿命化判定の考え方

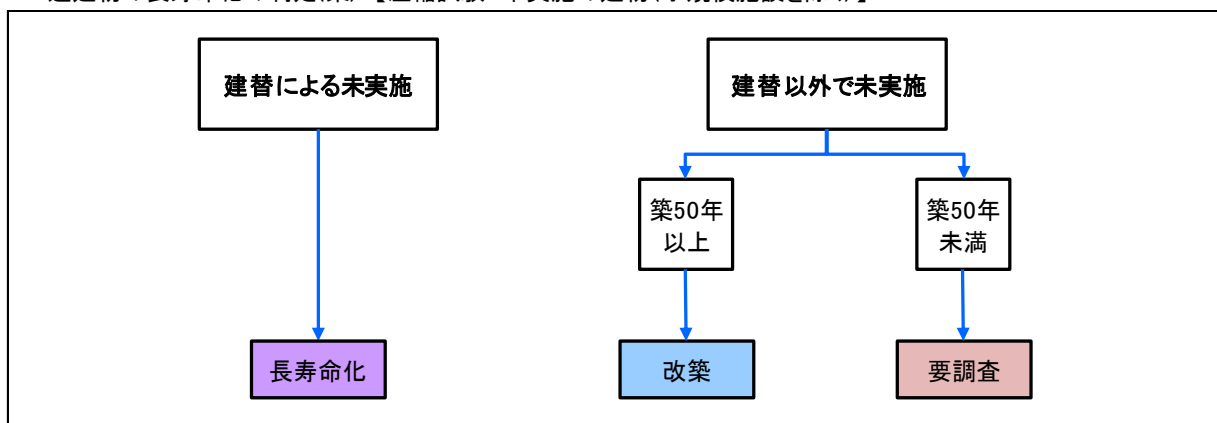
計画供用期間の級	耐久設計基準強度 (N/mm ²)	大規模な補修・改修を必要とせずに、鉄筋腐食やコンクリートの重大な劣化が生じないことが予定出来る期間	さらに継続して使用するためには大規模な補修・改修が必要になると考えられる期間
短期	18	30年	65年
標準	24	65年	100年
長期	30	100年	
超長期	36	100年超	

出典：建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2018

RC造建物の長寿命化の判定(案)【圧縮試験 実施済みの建物】



RC造建物の長寿命化の判定(案)【圧縮試験 未実施の建物(小規模施設を除く)】



※「圧縮試験」未実施で「要調査」判定とした建物については、維持・更新コストの試算を、暫定的に以下のような判定で算出します。

- ・同じ学校の他の長寿命化判定の建物と同一年に建築されている場合は、同様の圧縮強度があると想定し、長寿命化として試算
- ・同じ学校の他の建物が改築判定の場合は、改築として試算

③今後 40 年間の維持更新費の試算

1) 試算条件の設定

【改修・改築期間について】（棟単位の考え方）

○建物の耐用年数(改築年数)は、原則として、以下のように設定します。

耐震性	構造	耐用年数
旧耐震建築物	RC 造	60 年
	S 造	60 年
新耐震建築物	RC 造	65 年
	S 造	65 年

※RC 造:鉄筋コンクリート造、S 造:鉄骨造

※体育館以外の S 造建物については、個別に検討するが、今回の試算においては、上表の耐用年数を適用する。

○長寿命化改修・改築のサイクルは、原則として、「既存の施設(築後 10 年以上の施設)」と「築後 10 年未満及び今後改築する施設」に分け、以下の2種類に設定します。

①既存の施設(築後 10 年以上の施設)

原則として、築 20 年後、築 35 年後に大規模改修による機能回復工事を行い、築 50 年後に長寿命化改修による施設の機能回復工事及び機能向上工事を行い、築 80 年後に改築と設定します。また、必要に応じて築 65 年後に中規模修繕による機能回復を図ります。

②築後 10 年未満及び今後改築する施設(築後整備)

原則として、築 20 年後、築 40 年後、築 60 年後に大規模改修工事を行い、築 80 年後に改築と設定します。なお、各大規模改修工事における改修内容は、劣化部位の状況に応じて検討し計画します。築 40 年後の大規模改修は、社会的な要求に対応した整備水準の向上を図ります。

※同一学校内で大きく建築時期が異なる施設がある場合は、改修・改築時期が分散しないよう考慮することとします。

○改修・改築については、出来る限り上記の期間が到達した時点で工事を開始することとします。

(工事時期が重複する場合は、期間の調整を行うこととします。)

○体育館等の構造の異なる既存の建物(S 造)については、長寿命化改修は行わないこととします。

○大規模改修の完了後 10 年以内には、改築等は実施しないこととします。

○工事実施期間は、工事種別ごとに以下の期間を設定します。

工事種別	計画・設計(①)	工事(②)	全期間(①+②)
改築	3 年	3 年	6 年
大規模改修	1 年	2 年	3 年
中規模修繕	1 年	2 年	3 年
長寿命化改修	2 年	3 年	5 年

○劣化状況評価が D 評価の部位については、概ね 10 年以内に修繕を行うこととします。

【建設単価等について】

○建設単価は、近年実施した改築事業等の実績や「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」における初期設定を参考に、以下のように設定します。

○改築単価については、今後、コスト削減に向けた標準仕様を定めるとともに、部位ごとの単価の検証を行い、コスト削減努力をすることで、10%の単価削減の実現を目指します。

工事種別	建設単価	備考
改築	405,000 円/㎡	谷津小学校改築事業の設計時の単価から10%のコスト削減を図る
大規模改修	120,000 円/㎡	改築単価の約 30%※ ¹
中規模修繕	85,000 円/㎡	大規模改修単価の約 70%※ ²
長寿命化改修	243,000 円/㎡	改築単価の 60%※ ³

※1:習志野市における工事实績を参考に設定

※2:一般的な建築工事の実績から概ねの割合で設定

※3:「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」における初期設定を参考に設定

○設計費は、想定する工事費に対して以下の割合に設定します。

工事種別	工事費割合	備考
改築	7%	
大規模改修	7%	調査費用 2%含む
中規模修繕	5%	
長寿命化改修	8%	調査費用 2%含む

【改修・改築期間について】（学校単位の調整の考え方）

改修・改築期間の設定にあたっては、前出の「【改修・改築期間について】（棟単位の考え方）」を基本として、以下のような考え方により、学校単位でまとまった期間とするなどの調整をします。

○長寿命化判定及び経過年数(耐用年数)は、棟ごとに判定するが、工事の時期は原則として学校単位で設定します。

※校舎と体育館については、工事時期がずれても良いこととします。

○校舎については、以下の調整を行います。

①改築と長寿命化判定の棟が併存する場合、工事時期が10年以内のずれであれば改築に統一

②校舎の工事時期については、原則として統一

・校舎の改築・長寿命化改修の時期がずれる場合は、10年間の範囲であれば工事時期を統一

・統一する工事時期は、最も早期に実施する工事の時期にする

・10年間以上ずれる場合は、その時期に工事を行い、また、改築と長寿命化の併存を認める

○工事期間の設定では、校舎・グラウンドの利用制限や工事に伴う騒音など、児童・生徒の学習環境への影響を考慮して、以下の点に配慮します。

・同一の学校で長期間工事が継続しないような期間の設定

・工事を行った小学校の児童が、中学校の工事も経験しないような期間の設定

【学校規模について】

○今回の試算においては、現在の学校数を維持することとして算出します。

（本市における学校の適正規模・適正配置については、今後、専門的に検討する場を設け、その方向性を定めて行きます。）

○改築・改修の面積は、現状と同面積で行うこととします。

（児童・生徒数、学級数の推計が完成した後、再計算を実施します。）

【その他:エアコン設置について】

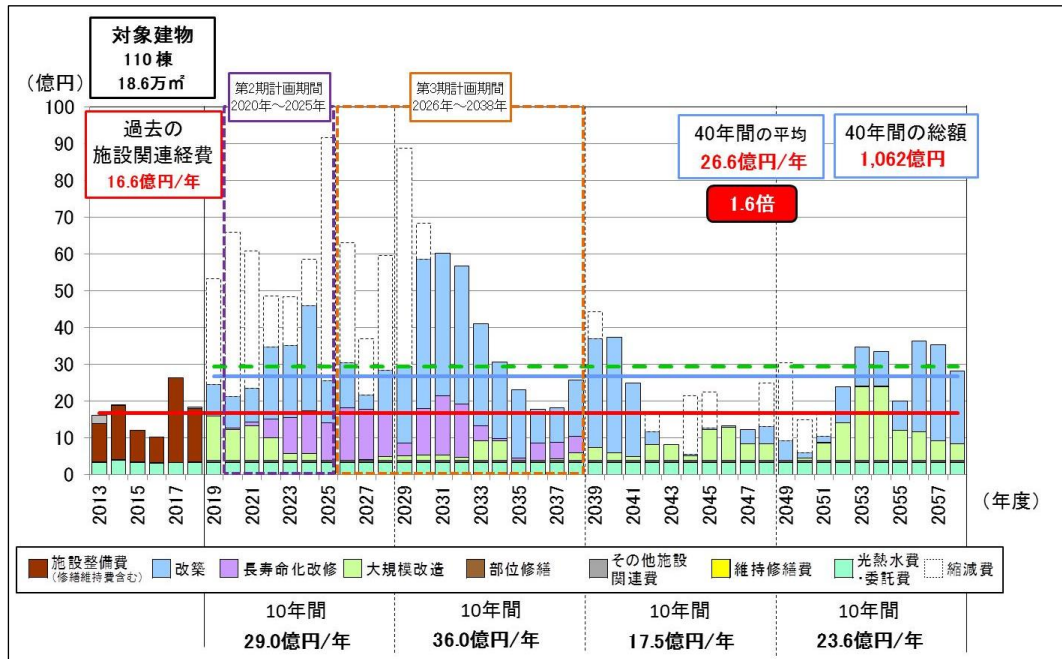
○エアコンについては、平成31(2019)年6月末までに全ての小中学校の普通教室に設置することとしています。2019年～2032年のリース期間13年間で計約22億円の費用が予定されていますが、本試算に含まず別途計上することとします。

2) 試算結果(長寿命化型)

長寿命化及びコスト削減を行った結果、従来型と比較すると、施設関連経費は、今後 40 年間で約 10%、今後 20 年間で約 25%、今後 10 年間では約 50%が削減され、平準化が図られています。

ただし、過去 5 年間の施設関連経費と比較すると平均は 1.6 倍と依然と高い数値を示しており、今後さらなるコスト削減の検討、適正規模・適正配置を踏まえた施設規模の縮小といった検討試算による削減効果の検証が必要と考えられます。

図表 9 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



(詳細は、資料編 12~15 頁参照)

4. 計画期間

学校施設再生計画の計画期間は、基本構想・基本計画及び公共施設再生計画との整合を図り、以下のとおりとします。

図表 10 学校施設再生計画の計画期間



5. 提言事項

習志野市の学校施設の現状と教育の目指す姿を踏まえ、習志野市教育委員会が策定する「学校施設再生計画(第2期計画)」においては、次の各提言項目について、十分留意し検討を進めることを求めます。

提言事項

提言1: 習志野市の教育の目指す姿を実現するための学校施設の整備について

提言2: 習志野市における地域での役割からみた学校施設の整備について

提言3: 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の策定に際しての留意事項について

提言4: 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の進行管理について

提言1：習志野市の教育の目指す姿を実現するための学校施設の整備について

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものです。従って、充実した教育活動を存分に発揮できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全、安心なものなくてはなりません。

そのうえで、習志野市の教育の目指す姿を実現できる学校施設として整備していくことが重要になります。

また、「文教住宅都市憲章」のもとで習志野市のまちづくりを進める中で、教育水準や教育環境をいかに向上させていくかという点は、まさに将来のまちづくりの根幹となる重要な視点です。

提言の最初に、習志野市の教育の目指す姿を踏まえた上で、学校施設の整備の方向性について提言します。

1. 習志野市の学校施設整備の方向性について

(1) 柔軟性に富んだ学校施設の整備について

- ◆ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、充実した教育活動を存分に発揮できる、機能的な施設環境を整えることが重要です。
- ◆ 学校施設再生計画(第2期計画)の検討にあたっては、新学習指導要領への対応のために、多様な学習内容、学習形態や様々な教育機器の導入などを可能とする学習環境を確保するとともに、今後の教育環境の変化にも対応できるように、柔軟性に富んだ施設計画とすることが重要です。
- ◆ 新学習指導要領では、常に新たな情報が生み出されていく知識基盤社会を背景として、教科等の学習内容(コンテンツ)を示すだけでなく、知識・情報を創出し、活用できる資質・能力(コンピテンシー)を育成する教育方法論が加わりました。コンピテンシーを育てるためには「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)が必要とされています。

このためには、教師の連携による協同・協働学習、学び合い、個別指導等の教育方法に応えられる自由度の高い教育空間を確保できるようにすることが重要です。

- ◆ ICT^{III}を活用した教育としてコンピュータ室の位置づけやタブレット導入の方針、外国語教育や教育相談のためのスペース確保の方針、学校図書館のあり方、さらに、特別支援教育や中学校における習熟度別教育・少人数教育の将来的な考え方についても明らかにした上で、今後の学校施設の整備を進めていくことが重要です。

(2) 環境に配慮した学校施設(エコスクール)、ゆとりと潤いのある学校施設の整備について

- ◆ 学校環境衛生基準が改正されるなど、近年の夏季における気温の上昇に対して、子どもたちが快適に学習を行える環境とするために、普通教室のエアコン設備の導入は必須となっていることから、早期の対応が必要です。エアコン設備の導入に際しては、建物の快適性を高める断熱性の向上や低炭素化など環境への配慮の取り組みも重要です。
- ◆ 児童・生徒の学習環境を常に良好に保つことが重要であることから、トイレ改修については、これまでの取り組みを継続して、早期に対応するとともに、改善に向けた継続的な対応が必要です。

- ◆ 屋根遮熱塗料、LEDによる発熱抑制、ライトシェルフTM(自然光反射庇)、太陽光発電等、自然換気による省エネルギーといった施設の性能に付随するものだけでなく、植物緑化による緑のカーテンの設置といった節電対策はもちろん、環境保全のための教育なども併せて推進することが重要です。
- ◆ 木は吸音性や調湿性に優れ、子どもたちの生活環境に相応しい素材であり、建具や家具を木質化することにより教育空間の雰囲気が大きく変化します。コスト面の課題に配慮しつつ長寿命化改修に合わせた内装木質化などについても検討することが必要です。

(3)安全・安心で質の高い教育環境を実現する学校施設の整備について

- ◆ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、また、防災拠点の役割も果たす施設であることから、安全かつ安心な施設環境を確保することが必要です。
- ◆ 防犯上の観点から安全かつ安心な施設環境を確保するため、教職員や施設職員の目で確認ができるように、訪問者をチェックできる来訪者動線にすることが必要です。

(4)地域との交流・連携に配慮した学校施設の整備について

- ◆ 学校は児童・生徒の教育の場としてだけではなく、地域を支え、コミュニティの核としての重要な役割があり、この役割は今後ますます重要になっていきます。学校施設再生計画(第2期計画)の検討においては、様々な制約がある中で、どのようにコミュニティの核として地域に学校を残していけるかを考えることが重要です。
- ◆ 地域に必要な公共サービスを担うための施設の機能を、複合化等により取り込むことによって、多くの地域住民が利用し、地域を支えるコミュニティの核としての役割を高めていくことが重要です。
- ◆ 複合化等により地域の住民が学校内に出入りする環境下では、児童・生徒が学校に滞在する時間帯は動線を分離し、児童・生徒と一般来訪者が、互いの存在は感じられるが、動線は混在しない環境に配慮することが必要です。

提言2: 習志野市における地域での役割からみた学校施設の整備について

習志野市の学校施設は、JR津田沼駅周辺の大規模な開発に伴い、今後大幅な児童・生徒の増加が見込まれます。一方で、1960年半ばから1970年代にかけて埋め立てられて造成された、袖ヶ浦・秋津・香澄地区では、少子・高齢化の進展に伴い、児童・生徒数の減少傾向が継続することが予想されています。

また、本市における学校施設の老朽化への対応が求められる中、様々な教育環境の変化への対応が求められています。これらを考慮しつつ、今後の学校施設のあり方の検討を図り、学校施設の再生に取り組む必要があります。

また、習志野市が保有する公共施設全体の老朽化対策をまとめた、『習志野市公共施設再生計画』では、「公共施設の老朽化対策を実施するにあたり、時代の変化に応じた公共サービスを継続して提供する一方で、持続可能な都市経営を実現し、負担を先送りしない。」ということの基本姿勢とし、その対策の3本柱として、総量圧縮、長寿命化、財源確保が挙げられています。学校施設再生計画(第2期計画)の策定にあたり、基本姿勢を尊重し検討を進める必要があると考えます。

このことをしっかりと認識したうえで、様々な制約条件の中で、何をすべきかをしっかりと検討することが重要です。

提言2においては、提言1における「学校施設整備の方向性」を踏まえつつ、学校施設再生計画(第2期計画)を策定する際に検討すべき事項について提言します。

1. 学校施設の適正規模・適正配置に関すること

(1) 児童・生徒数の推計による学級推計に基づく学校施設の検討

- ◆ 中長期的には児童・生徒数の減少は避けられないものと考えられることから、学校施設再生計画(第2期計画)の検討においては、将来的な児童・生徒数の減少を見通したうえで、学校施設の有効活用を図ることが可能となる整備計画の立案が必要です。
- ◆ 本委員会の検討過程では示されませんでした。今後、習志野市においては、2020年度からスタートする後期基本計画の策定に合わせて、最新データによる人口推計を行っていることから、その結果が明らかになった段階において、早急に最新の児童・生徒数の推計を実施し、中長期的な学級数の推移を踏まえて学校施設再生計画(第2期計画)を策定することが必要です。
- ◆ 習志野市における児童・生徒数の推計では、増加傾向の学校と減少傾向の学校の両方が想定され、大規模校と小規模校が混在することが考えられます。学校規模について施設計画の観点から見ると、小規模校には小規模校の運営や施設計画があり、大規模校には大規模校として配慮すべき点があります。そのため、学校の適正規模・適正配置の検討に際しては、中長期的な学級推計や地域特性等を踏まえつつ、学校単位で、一つ一つ丁寧に検討することが必要です。

【学校施設の適正規模・適正配置の検討】

- ◆ 地域的な課題に伴い小規模化が進んでいる学校についても、習志野市の教育水準の維持や特色ある学校づくりの観点等から、どのような対応を行うのかについて、教育委員会としての考え方を整理することが必要です。

- ◆ 小規模校では、学級数が少なくなると単学級となり、クラス替えができない学年が出てくることにより、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい、人間関係が固定化しやすい、切磋琢磨する環境の中での成長が引き出しにくいなど、少人数による教育の課題が挙げられています。

このため、小規模校については、教育環境の均一化の観点から、小規模校を統廃合し、一定規模を確保する方が良いという考え方もありますが、まずは、少人数学級や少人数教育の在り方について、習志野市の教育の質を高める戦略をどのように考えるのかという方向性を導き出すことが重要です。

- ◆ 学校施設が地域コミュニティの中核としての役割を担っていることから、学校施設の適正配置を検討する際には、学校施設という視点のみで考えるのではなく、地域の歴史や特色等を念頭に置きつつ、常に地域コミュニティのあり方を考え、地域を支える施設全体を対象として考えることが重要です。
- ◆ 「学校施設の適正規模・適正配置の検討」や「学区見直しの検討」、「小中一貫教育等の検討」においては、有識者を含めた協議の場を設定し、習志野市の将来を見据えた検討をすることが重要です。
- ◆ 「学校施設の適正規模・適正配置」等の方針が決まるまでの間は、当面、各学校の規模・配置の維持を前提とし、市全域や地域の公共施設全体を捉えたうえで、学校施設再生計画(第2期計画)の検討を進める方針が望ましいと考えます。
- ◆ 学校施設の適正規模に関することを含めた検討にあたっては、地域や学校との合意形成を図りながら、丁寧に議論を進める必要があります。

2. 地域と連携し、地域コミュニティの拠点となる学校施設の検討に関すること

(1) 地域コミュニティの拠点となる学校施設

- ◆ 学校施設には、地域コミュニティの拠点としての役割があることから、習志野市の学校施設がこの役割を果たしていくためには、どのような考え方に立ち、具体的にどのような学校施設としていくのかについて、これまでの実績を踏まえつつ、教育委員会としての考え方を地域とともに検討し確立することが必要です。
- ◆ 全国的には、公共施設に占める学校施設の割合は平均して4割程度となっていますが、習志野市では学校施設が6割を占めており、公共施設の中で重要な役割を担っているとともに、これまで学校を中心にしたコミュニティづくりを進めてきたことが理解できます。

このことから、複合化を推進することにより、地域の拠点施設としての役割を高め、学校施設を地域全体の教育の場としていく、習志野ならではの課題の解決の仕方や地域コミュニティと学校との関わり合いの融合を検討していくことが必要です。

(2) 災害対策の拠点としての役割について

- ◆ 災害時は、学校の体育館等が避難所となります。最低限のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)に向けた、環境改善を図るなど、避難所機能を高めることが必要です。
- ◆ 学校施設は地域の災害対策の拠点として位置づけられ、発災直後の「一時避難所」としての役割から、長期にわたり避難生活をする「避難所」としての役割まで、活用されることもあることから、学校

施設の防災機能の向上が必要です。その際、避難所となる体育館の断熱化や通風による一時生活環境の確保、体育館周辺に備蓄倉庫やトイレ、更衣スペース等、防災上有効な諸室を配置して避難所機能の向上を図ることが必要です。

3. 学校施設の複合化・多機能化・共用化[※]に向けた検討に関すること

- ◆ 「学習環境の向上に資する学校施設の在り方について」(文部科学省協力者会議)が公表されるなど、全国的に情報化や高齢化の進展等に対して、生涯学習施設の一環に学校施設も位置づけられるようになったことや、学びの場である学校を中心に地域コミュニティの拠点の形成を推進する観点から、複合化された学校施設が、公立小中学校数全体の3分の1超を占めるまでになっています。

このことから学校施設の整備にあたり複合化を推進することにより、地域の拠点施設としての役割を高め、学校施設を地域全体の教育の場とする習志野市ならではの課題の解決の仕方や地域コミュニティと学校との関わり合いの融合を見出していくことが重要です。

- ◆ 学校施設の複合化・多機能化等にあたっては、公共施設面積の削減を図るだけでなく、学習活動の幅が広がるとともに、児童・生徒と地域の多様な世代との交流、学習の場を拠点とした地域コミュニティの強化などを目的とした複合化・多機能化等の面積効率を高めるための検討が必要です。

- ◆ 習志野市においては、学童保育の需要が増加していることから、放課後児童会室の建設にあたっては、学校施設内に確保する方針となっています。

このことから、学童保育を利用する児童が、図書室も利用できる動線とするなど、学校施設が効率的に利用できる教室の配置の検討が必要です。

4. 小中一貫教育等の検討に関すること

- ◆ 学校教育制度の多様化及び弾力化を進める観点から、学校教育法が改正され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校制度が創設されました。

学校施設再生計画(第2期計画)の検討においては、小中一貫教育に関する取組方針を検討したうえで、学校施設の整備を進めることが必要です。

- ◆ 小中一貫校化を施設一体型で進めることは、学校施設のあり方の議論と密接に関係することから、学校施設再生計画(第2期計画)の検討においては、習志野市としての小中一貫教育の方向性について検討することが必要です。

提言3: 習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の策定に際しての留意事項について

習志野市の学校施設の老朽化の現状からは、児童・生徒の安全確保が喫緊の課題であり、迅速な事業実施が求められています。これまでの前例に捕らわれることなく、新しい発想に立ち、スピード感をもって具体的な課題解決の方策を見出していくことが必要です。

今回試算した、「今後の維持・更新コストの試算」の結果が示すように、習志野市における財政状況が現状のまま推移していく前提では、現在の学校施設規模を維持していこうとした場合、学校施設の改築・改修に係る事業費が捻出できなくなるという厳しい見通しとなっています。従って、学校施設再生計画(第2期計画)の策定にあたっては、従来の延長線上での考え方や方法に基づく検討では、解決策を見出していくことは非常に困難と考えます。

提言3においては、今後、学校施設再生計画(第2期計画)を策定する際に留意する事項について提言します。

1. 「今後の維持・更新コストの試算」に基づく中長期的な計画の策定について

- ◆ 学校施設の老朽化対策に関して、これまでの改築を中心とした計画では、耐用年数を迎える施設が集中することから、学校施設再生計画(第2期計画)においては、施設の長寿命化の考え方を導入し、事業費の平準化を図った計画の策定が求められます。

一般的には、長寿命化改修を実施すると、改築の時期を延伸でき事業費の発生を遅らせることが出来ることで、事業費の平準化効果を見込むことができますが、習志野市の学校施設の場合は、すでに国が長寿命化改修実施の基準とする建築後40年以上経過している学校施設が多いことから、50年目での長寿命化改修に先送りした場合、長寿命化の効果が限定的となることが考えられます。

従って、学校施設再生計画(第2期計画)における改築・改修の実行案の策定においては、「学校施設の適正規模・適正配置の検討」や「児童・生徒数の推計に基づく学校規模の検討」を踏まえた実行案を検討し、改築・改修に係る事業費の削減を継続的に検討していくことが重要です。

- ◆ 学校施設の長寿命化は、工事費用の平準化には有効ですが、先送りされたいずれかの時期には改築する必要があり、LCC^{vi}(ライフ・サイクル・コスト)としては、コスト縮減につながらない場合もあります。

従って、大規模改修と長寿命化改修および改築といった長寿命化サイクルや工事实績を踏まえた建設単価などの精査を継続的に実施し、トータルとしてのコスト縮減を図る必要があります。

- ◆ 長寿命化改修の実施にあたっては、既存施設をただ延命させるのではなく、学校を課題に合ったものにしていく、レトロフィット^{vii}の観点で考えていく必要があります。
- ◆ 学校施設においては、それぞれの建物の建築後の経過年数、構造躯体の健全性、躯体以外の劣化状況を、それぞれの部位に応じた期間・方法に基づく点検により把握し、それらの状況を総合的に判断することによって、修繕等の優先順位を設定するとともに事業費の平準化を図ることが重要です。

2. 第1期計画の実施段階における課題を踏まえた計画策定について

- ◆ 学校施設再生計画の第1期計画期間における様々な問題点、課題について分析し、第2期計画においては同様の課題が生じないように十分な調整、検討が必要です。

- ◆ 第 1 期計画においては、耐震改修の先行実施や建築市場の環境変化による事業費の高騰、要望が高いトイレ改修を優先的に実施したことなどの理由により、予定していた事業が未実施のまま先送りされていることから、未実施の部分については第 2 期計画において優先的に実施する事業として位置づける必要があります。
- ◆ 第 1 期計画においては、検討事項として、「学校施設の整備水準に関すること」、「学校施設の適正規模に関すること」、「学校施設再生計画の進行管理に関すること」が挙げられていましたが、検討が進まず、結論に至っていない状況となっています。本委員会としては、早急に検討体制を整備し、課題解決に向けた取組みを推進することを求めます。

3. 学校施設整備水準の検討に関すること

- ◆ 実現可能な計画策定と効率的な施設整備の実現に向け、学校施設整備水準の検討と、適時適切な見直しが必要です。
- ◆ 学校施設整備水準の検討にあたっては、平成 24 年 11 月に改築が完了した津田沼小学校をはじめとして、平成 30 年 2 月に完成した第二中学校の新体育館、また、現在改築事業を進めている谷津小学校など参考とし、今後の改築等に係る事業費の大幅な削減を図るための検討が必要です。

4. 余裕教室の有効活用に関すること

- ◆ 習志野市の小中学校では、3 分の 1 程度が余裕教室[※]となっており、その部分に対しても維持管理費用がかかっている状況です。余裕教室は、英語教室や学校図書館などの施設環境を整備する際に、面積資源として考えることもできます。面積資源をどのように教育の拡充や学校と地域の連携に活かしていくかといった観点から、余裕教室の問題をとらえていくことが必要です。
例えば、アクティブ・ラーニング[※]や多様な学習形態に対し、既存施設に手を入れながら展開できるような面積資源として余裕教室を活用することが考えられます。

5. 改修、改築時の学習環境に関すること

- ◆ 改修、改築などの工事を実施する際には、校舎やグラウンドの利用が制限され、工事に伴う騒音など、児童・生徒の学習環境に影響があることが予想されます。
そのため、同じ学校で長期間工事が継続しないよう考慮する必要があります。また、工事を行った小学校の児童が、中学校の工事も経験しないような計画とする配慮も必要と考えます。

6. 魅力ある市立高校づくり

- ◆ 習志野高校は、“習志野の王冠たれ”という学校創立の精神のもと、文武両道を掲げ、吹奏楽や運動系の部活動で全国レベルの輝かしい成果をあげて、習志野の名を全国に轟かせるとともに、社会のあらゆる分野に多くの人材を輩出してきました。新しく整備した人工芝のグラウンドは、地域の小学生や中学生の活動へ開放していることに加え、体育館などの学校施設を地域のスポーツ活動に対して開放しています。
また、現在地へ移転後築 40 年以上経過し老朽化が進んでおり、トイレの改修を優先的に取り組むとともに、施設の老朽化対策が必要です。

提言4: 習志野市学校再生計画(第2期計画)の進行管理について

1. 計画の進行管理に関すること

- ◆ 学校施設再生計画を実行する段階には、計画通りに予算が付き事業の実施がされているかどうか、PDCA サイクルによる進行管理により、適宜計画の修正や見直しを行うことが重要です。
- ◆ 学校施設の老朽化対策は中長期にわたる取組みであることから、この間に、時代の要請に応えるべく、教育環境や教育内容、教育の方向性について様々な変化が予想されます。ついては、これらの変化に適切に対応すべく、学校施設再生計画については適宜適切に見直しを図ることが重要です。
- ◆ 学校教育を取り巻く社会環境は、人口減少社会の到来、少子超高齢化の進展など、今後、ますます状況の変化が予測されます。子どもたちの教育環境をより良いものとしていくため、教育委員会としても、市全体の行財政運営との調整を図る中で柔軟な対応を進めることも必要です。

2. 学校施設再生計画を推進していくうえで継続して検討・協議する事項について

- ◆ 学校施設の適正規模等に関する方向性は、早急に有識者を含めた協議の場を設定し、主に以下の検討項目について、習志野市の将来を見据えた適正規模等をいつまでに検討するか目標を設定して進めて行く必要があります。
 - ◇学校施設の適正規模・適正配置
 - ◇学区の見直し
 - ◇地域と連携する施設
 - ◇複合化、多機能化
 - ◇小中一貫教育等
- ◆ 現状の「今後の維持・更新コスト」の試算結果を踏まえた、実現可能な学校施設再生計画(第2期計画)の検討を進めるため、以下の課題について、いつまでに、どのような方法で検討するのかを明示したうえで、市長部局と連携し教育委員会が一丸となって取り組む必要があります。
 - ◇教育の質を高めつつ、学校施設の多機能化など総量圧縮を進める戦略的な対策の検討
 - ◇学校施設の躯体強度を活かした老朽化対策の検討
 - ◇学校教育の充実強化に相応しい民間活力の導入や新しい発想による財源確保策の検討
 - ◇市長部局との連携による、すべての公共施設を対象としたうえでの、習志野市が目指す教育の姿を実現するための対策の検討(市全体を見渡したうえでの財源配分の検討)
 - ◇建設動向の把握に努め事業費や仕様の継続的な比較検討によるコストの低減
- ◆ 維持・更新コストの試算については、様々なパターンを考え、それを組み合わせるなど、様々な可能性について、シミュレーションを行っていくことが重要です。
- ◆ 学校施設の整備水準に関する方向性は、津田沼小学校や谷津小学校の状況を参考に検討を進め、習志野市における学校施設の整備指針の策定に取り組んでいく必要があります。
 - ◇安全安心な学校施設
 - ◇多様な教育に適合する学校施設
 - ◇環境に配慮した学校施設 等
- ◆ 学校施設の現状と課題等を市民と共有し、市民とともに真剣に考えて行く必要があります。

【用語解説】

- i 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指します。
- ii 耐震基準：耐震基準とは、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認に適用されていた基準を旧耐震基準、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認に適用されている基準を新耐震基準と言います。旧耐震基準では、「震度5程度の地震で倒壊しないこと」とされており、新耐震基準では、「震度5強程度の地震でほとんど損傷せず、震度6強～7に達する程度で倒壊しないこと」として設定されています。
- iii ICT：ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）とは、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。
- iv ライトシェルフ：ライトシェルフとは、庇の上面で太陽光を反射させより多くの光を室内の天井部に取り入れて室内を明るくすることで、照明の消費エネルギー削減に貢献します。また、夏期は直射日光を遮へいすることで室温上昇を抑制し、冷房負荷を軽減することができます。
- v 複合化・多機能化・共用化：複合化は、一つの建物に異なる用途の機能が存在する状態（例 実花小学校体育館と実花公民館、津田沼小学校と児童会）、多機能は一つの空間を利用時間で分けて異なる用途の機能として利用する状態（例 学校の休日等に校庭や体育館等を地域住民に開放）、共用は各用途にある固有の機能とは別に共通の機能を使う状態（トイレ、廊下、ロビーなどの共同利用）のことです。
- vi LCC（ライフサイクルコスト）：建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのことです。
- vii レトロフィット：レトロフィットとは、「Retroactive refit」を語源にした技術用語で、建物においては、施工後に目的に応じた修繕を行うことの総称です。
- viii 余裕教室：少子化による児童・生徒数の減少によって学校の教育活動の場として使われなくなった公立小・中学校の教室のことです。学校施設は地域住民の多様な活動の拠点でもあることから、学校の実情を考慮した上で、地域のニーズに応じた活用が図られています。
- ix アクティブ・ラーニング：アクティブ・ラーニングとは、学習者である児童・生徒が受動的となってしまう授業を行うのではなく、能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法です。具体的には教師による一方的な指導ではなく、児童・生徒による体験学習や教室内のグループ・ワークを中心とするような授業のことを指します。
- x PDCA サイクル：計画の進行管理において、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画を継続的に改善することです。

【習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会委員名簿】

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会委員名簿

任期:平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

※選出区分ごとに五十音順

役職	選出区分	委員氏名	よみがな	所属
副委員長	第4条第1号	伊坂 淳一	いさか じゅんいち	千葉大学 教育学部 教授
	第4条第1号	倉斗 綾子	くらかず りょうこ	千葉工業大学 創造工学部 デザイン科学科 准教授
委員長	第4条第1号	長澤 悟	ながさわ さとる	東洋大学 名誉教授
	第4条第1号	西尾 真治	にしお しんじ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンセンサス・デザイン室長 亜細亜大学 都市創造学部 非常勤講師
	第4条第2号	櫻井 克美	さくらい かつみ	元津田沼小学校校長
	第4条第2号	鈴木 とし江	すずき としえ	習志野市連合町会連絡協議会会長
	第4条第3号	川崎 雅美	かわさき まさみ	公募委員
	第4条第3号	齋藤 有夏	さいとう ゆか	公募委員
	第4条第3号	佐々木 秀一	ささき しゅういち	PTA連絡協議会 会長
	第4条第3号	三代川 誠一	みよかわ せいいち	PTA 連絡協議会 副会長

第1号 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者

第2号 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者

第3号 前各号に掲げる者の他、教育長が必要と認める者

【審議日程】

回数	開催日	議題
第1回	平成30年 6月29日(金)	(1)習志野市の学校施設をめぐる現状と課題について (2)学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会の今後の取組について
第2回	平成30年 8月20日(月)	(報告事項) (1)習志野市の学校施設等の状況及び教育ビジョンについて (検討事項) (1)習志野市における学校施設再生のあり方について
第3回	平成30年 11月12日(月)	(1)学校取り巻く現状と課題 (2)学校施設再生への具体的なアプローチ (3)その他
第4回	平成31年 1月22日(火)	(1)学校施設の現状と課題について (2)学校施設再生計画(施設整備)について (3)習志野市学校施設再生計画(第2期計画)策定に関する提言書(案) (4)その他
第5回	平成31年 3月15日(金)	(1)習志野市学校施設再生計画(第2期計画)策定に関する提言書(案) (2)その他

【習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会設置要綱】

習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本市では、平成26年1月に習志野市学校施設再生計画を策定し、平成26年度から平成31年度までを第1期計画期間として、この期間における施設整備計画を明示し、学校施設における整備事業を進めてきました。

今後、2020年度からの第2期計画期間における施設整備計画を策定するにあたり、子どもたちが安全・安心かつ良好な学習環境で活動することが可能となるよう、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討する必要があります。

学校施設再生計画策定にあたっては、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算化の平準化等を図りつつ、習志野市公共施設再生計画と整合性を図り、学校施設に求める機能・性能を確保する必要があります。また、策定した学校施設再生計画に沿った整備ができるよう、当該計画を、中長期的な予算配分戦略の検討につなげていくことが望まれます。このことから、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討するにあたり、広く意見を聴取し、その調整を図ることを目的とし、習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 教育財産のうち公立の小・中・高等学校をいう。

(所掌事項)

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 学校施設の整備水準に関すること。
- (2) 学校施設の適正規模、配置に関すること。
- (3) 学校施設の長寿命化、建替え計画に関すること。
- (4) 学校施設の役割の変化への対応に関すること。
- (5) その他、学校施設再生に関すること。

(組織等)

第4条 専門委員会は、委員10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者
- (2) 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者の他、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、習志野市学校施設再生計画(第2期計画)策定までとする。

3 専門委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 専門委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を専門委員会に加えるものとする。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から専門委員会への出席が終わるまでの間とする。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

- 2 専門委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要に応じてその専門委員会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、専門委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、教育長に提出する。

(庶務等)

第7条 専門委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月25日から施行する。